

原子力規制庁初動対応マニュアル

～情報収集事態及び警戒事態に至らない
大規模自然災害等における原子力規制庁の対応～

平成 28年5月25日

(平成 29年12月13日改定)

(令和元年7月23日改定)

原子力規制庁

目次

前文	3
第1章 対象となる事象等	4
1 情報収集連絡体制を強化する事象	4
(1) 緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目に示す事象	4
(2) 南海トラフ地震関連	4
2 情報発信を開始する事象	4
3 対象とする原子力施設等	5
第2章 情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等における規制庁の体制	6
1 情報収集連絡体制の強化	6
2 情報収集連絡体制強化時の対応要員（以下「連絡体制強化要員」という。）の役割	6
3 官邸と規制庁の連絡調整関係等	7
(1) 初動の連絡要領	7
(2) 連絡調整関係図	7
第3章 規制庁の対応要領	8
1 通報連絡	8
(1) 緊急参集チームの参集事象のうち第1章(1)の事象の場合	8
(2) 緊急参集チームの参集事象のうち第1章(1)又はの事象の場合	8
(3) 南海トラフ巨大地震情報が発表された場合	9
2 緊急参集	9
(1) 参集時期及び参集場所	9
(2) 緊急参集方法	10
3 初動対応（発生から1時間以内対応）	10
(1) 官邸（緊急参集チームの参集事象の場合に限る。）	10
(2) E R C（官邸に対する連絡、通報は緊急参集チーム参集時に限る。）	10
4 初動対応以降の対応（発生から1時間経過後の対応）	12
(1) 官邸（官邸における対応は、緊急参集チームの参集事象の場合に限る。）	12
(2) E R C（官邸に対する連絡及び通報は、緊急参集チーム参集時に限る。）	13
(3) 広報担当	13
(4) 総括担当	13
(5) プラント担当及び事象対応担当	13
5 緊急参集の縮小・解除	14
6 情報収集事態に移行した場合の対応	14
第4章 その他共通事項	15
1 勤務時間中の体制	15
2 補足事項	15

前文

本マニュアルは、原子力規制委員会防災業務計画（平成24年9月19日原子力規制委員会決定）に基づき、情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等が発生した際に、緊急参集チーム構成員及び非常災害対策本部員を支援するとともに、原子力施設等の状況の迅速な確認と的確かつ丁寧な対外的説明等を行うための初動対応体制について記載したものである。本マニュアルに記載されていない対応が必要な場合には、本マニュアルの趣旨に沿った最も合理的な行動をとるものとする。

第1章では対象となる事象（情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等）と対象とする原子力施設等について、第2章では対象となる事象に対する原子力規制庁（以下「規制庁」という。）の体制について、第3章では規制庁の具体的な対応要領について記載する。

なお、対応中の事象が情報収集事態に該当する場合には、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を、警戒事態に該当する場合には、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部を、原子力艦の原子力災害に該当する場合には、原子力規制委員会原子力艦災害対策本部を設置することとし、その組織及び業務は、「原子力災害対策初動対応マニュアル～情報収集事態及び警戒事態における対応～」（平成29年10月27日原子力規制庁長官・内閣府政策統括官（原子力防災担当）決定。以下「初動対応マニュアル（情報収集事態等編）」という。）、「原子力災害対策マニュアル」（平成24年10月19日原子力防災会議幹事会決定）、「原子力艦の原子力災害時等の初動対応マニュアル～原子力艦の原子力災害時等における原子力規制委員会の対応～」（平成28年9月21日原子力規制委員会決定）によるものとする。

第1章 対象となる事象等

1 情報収集連絡体制を強化する事象

(1) 緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目に示す事象

「緊急事態に対する政府の初動対処体制実施細目」(平成15年11月21日内閣官房長官決裁。以下「実施細目」という。)に示す緊急参集チームが参集される事象(以下「緊急参集チーム参集事象」という。)のうち、以下に該当する事象をいう。ただし、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部又は原子力規制委員会原子力艦災害対策本部が設置される場合を除く。

「大規模自然災害に関する原子力規制庁の参集について」(平成26年12月24日内閣官房副長官補(事態対処・危機管理担当)付、環境省原子力規制庁)に基づく緊急参集チーム参集事象

東京23区内における震度5強以上の地震

国内における震度6弱以上の地震

気象庁が発表する大津波警報

実施細目別紙第2に基づく緊急参集チーム参集基準該当事象

原子力艦事故

核、放射性物質等を使用したテロリズム等を含む大規模テロリズム

核実験

その他緊急参集チーム参集事象(これまでの実績を踏まえ内閣危機管理監が参集とする事象)

火山噴火(噴火警報(レベル4・5))

大規模水害

大規模土砂災害

宇宙飛翔体事案(ミサイルを含む。)

大規模停電(停電エリアに原子力発電所が所在する場合に限る。)

(2) 南海トラフ地震関連

気象庁が南海トラフ地震に関し、南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)(以下「南海トラフ巨大地震情報」と総称する。)を発表した場合をいう。

2 情報発信を開始する事象

前項に示す情報収集連絡体制を強化する事象には至らないものの情報提供メール等の情報発信を開始する事象であって、以下に該当するものをいう。

原子力事業所所在道府県において、震度5弱以上の地震の発生

原子力事業所所在市町村において、震度4以上の地震の発生

その他報道の状況により社会的影響が大きいと予想される場合等総務課事故対処室長が必要と認めた場合

【社会定影響が大きいと予想される場合の兆候の例】

- 対象施設の状況に関し、報道された場合
 - 官邸、関係省庁、報道機関等からの問合せがあった場合
 - 対象事業者が所在地方公共団体等に状況を報告した場合
- 情報発信要領については、緊急事案対策室長等が示すマニュアルによる。

3 対象とする原子力施設等

原子力事業者(原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第2条第3号の原子力事業者をいう。以下同じ。)が工場又は事業所に設置する施設

危険時事前対策対象R I事業者 の施設等

: R I事業者(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)第15条第1項、第4条第2項及び第11条第1項に規定する許可届出使用者、届出販売業者、届出賃貸業者及び許可廃棄業者をいう。)のうち、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第二十一条第一項第十四号の規定に基づき放射性同位元素又は放射線発生装置を定める告示(平成30年原子力規制委員会告示第2号)に定める放射性同位元素又は放射線発生装置を使用するもの

原災法対象でない原子力事業者等 1又はR I事業者(危険時事前対策対象R I事業者を除く。)が設置する施設等であって法令報告 2があったもの

1:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第62条の3に規定する原子力事業者等

2:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第62条の3の規定による報告又は放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第31条の2の規定による報告

第2章 情報収集事態及び警戒事態に至らない大規模自然災害等における規制庁の体制

1 情報収集連絡体制の強化

第1章に規定する対象となる事象が発生した場合、勤務時間中においては緊急事案対策室員、勤務時間外においては緊急事案対策室勤務員(班長及び副班長)及び宿日直勤務員(宿日直・)(以下「宿日直等」という。)による通常の対応に加え、緊急参集チーム構成員等の支援及び原子力施設等の状況等の迅速な確認と的確かつ丁寧な対外的説明等を行うため、以下のとおり、規制庁緊急時対応センター(以下「ERC」という。)及び官邸の情報収集連絡体制を強化する。

2 情報収集連絡体制強化時の対応要員(以下「連絡体制強化要員」という。)の役割

連絡体制強化要員		役割	【初動対応マニュアル(情報収集事態等編)における役割】等
官邸 ¹	緊急参集チーム構成員 / 非常災害対策本部員	緊急参集チーム協議/ 非常災害対策本部会議等への参加	【官邸参集役】当番者
	緊急参集チーム構成員代理	緊急参集チーム協議等への代理参加、総理秘書官等への連絡	【官邸参集役代理】当番者
	緊急参集チーム構成員随員 / 非常災害対策本部員随員	緊急参集チーム協議等への随員	都度(既指定者を含む。)指定(緊急時は官邸リエゾンが対応)
	官邸リエゾン	官邸とERC間の連絡調整 / 緊急時の随員	【官邸リエゾン役】当番者
ERC	全体指揮	全体指揮	【オンサイト総括】当番者
	プラント担当	原子力施設等の状況把握	総務課事故対処室員当番者
	宿日直等 (班長)	事業者との連絡 / 緊急参集要員への防災一斉メールの配信	緊急事案対策室員
	(副班長)	班長業務の補佐 / 初動における問合せ対応(広報専用電話)	
(宿日直・)	官邸・内閣府への連絡 / クロノロジー作成	緊急事案対策室員・宿日直勤務員	
その他	広報担当	緊急情報メールの配信 / ホームページ等の更新	広報室長の指定する者
	総括担当	幹部の会議出席等のための調整 / 官邸登録(緊急時を除く。)	総務課長の指定する者
	事象対応担当(必要に応じ)	専門部門における連絡・調整 ERC勤務員に対する専門的助言	事象に対応する課室長等の指定する者 ²

- 1 : 南海トラフ巨大地震情報が発表されたが、緊急参集チームの参集がない場合はERCに参集するものとする。
- 2 : 事象対応担当課室長等は、放射線環境対策室、放射線規制部門、核燃料施設等監視部門、地震・津波審査部門及び地震津波研究部門の職員のうち事象対応担当となる者を事前に指名しておくものとする。また、事象に応じ追加の要員が必要な場合は、全体指揮が指名するものとする。

3 官邸と規制庁の連絡調整関係等

(1) 初動の連絡要領

凡例 : 電話・メール、 : メール、 = : 電話

緊急参集チームの招集：危機管理センター 緊急参集チーム構成員 / 官邸リエゾン
 = 宿日直等（班長）

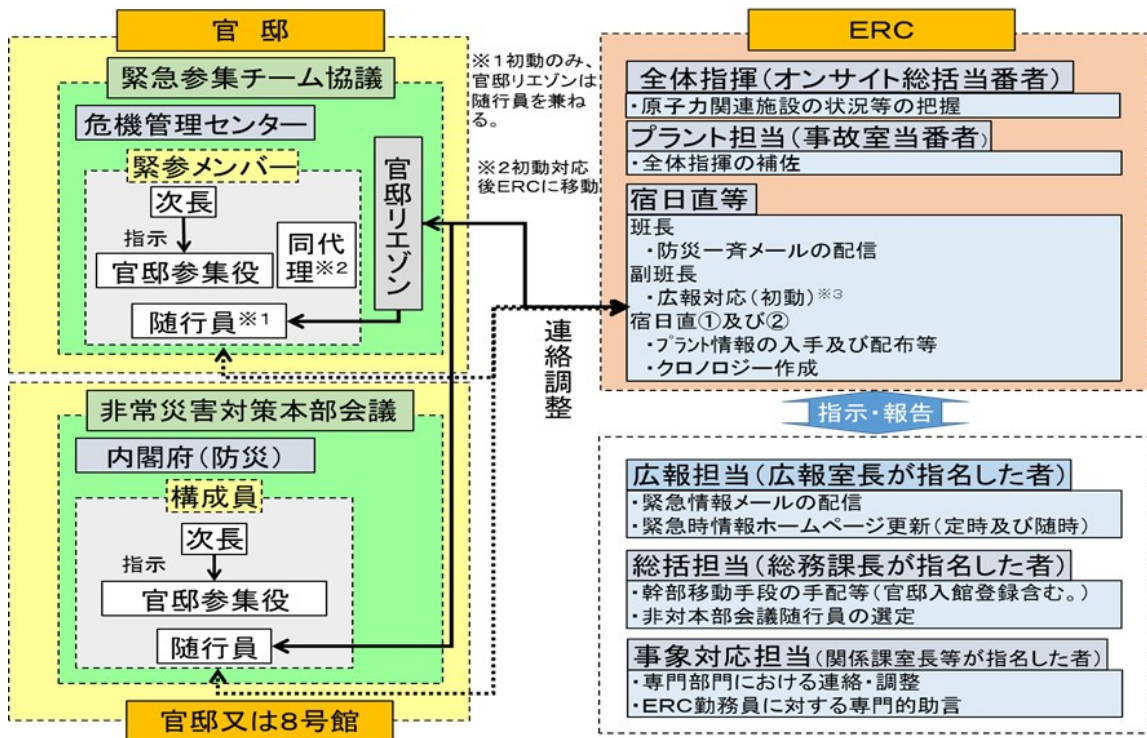
連絡体制強化：宿日直等（班長） 長官 / 連絡体制強化要員

非常災害対策本部会議の開催：

内閣府（防災） = 官邸リエゾン = 緊急参集チーム構成員 / 宿日直等

宿日直等 総括担当 / 非常災害対策本部員随行人員（緊急参集チーム構成員随行人員が兼ねる。以下同じ。）

(2) 連絡調整関係図



3 : 広報対応（初動）における情報配信内容については次のとおり。

入手している関係原子力事業所等の状況（調査中を含む。）

緊急情報メール等の公表予定と以後の問合せ先（総務課広報室長）

第3章 規制庁の対応要領

1 通報連絡

(1) 緊急参集チームの参集事象のうち第1章(1) の事象の場合

緊急参集要員(初動対応マニュアル(情報収集事態等編)に規定する緊急参集要員をいう。以下同じ。)及び宿日直等に対して、地震発生連絡が災害情報メールで入る。

宿日直等は、災害情報メールから関係する情報を把握する。

宿日直等(宿日直)は、クロノロジーの作成を開始する。

宿日直等(班長)は、連絡体制強化要員に緊急参集指示(待機指示を含む。以下同じ。)を防災一斉メールで通知する。

宿日直等(宿日直)は、関係省庁¹、発生した事象により影響が及ぶ可能性がある原子力施設²に係る原子力規制事務所に対して、情報収集連絡体制を強化した旨を連絡する。

1：関係省庁とは、内閣官房(内閣情報調査室内閣情報集約センター及び事態対処・危機管理担当)内閣府(防災担当)をいう。以下同じ。

2：原子力施設は、震源地近傍の原子力施設及び大津波警報が隣接予報区で発表された第1章第3項 の原子力施設に限る。

宿日直等(宿日直 ・)は、発生した事象により影響が及ぶ可能性がある原子力施設所在市町村の震度情報や原子力施設に関する情報を入手し、ERC内の参集者及び官邸リエゾンを通じて緊急参集チーム構成員に報告する。

宿日直等(宿日直 ・)は、自然災害が発生した市町村に所在する原災法対象でない原子力事業者等又はRI事業者から異常の報告があった場合は、当該事業者の施設の状況について、官邸リエゾンを通じて緊急参集チーム構成員に報告するとともに他の連絡体制強化要員及び総務課事故対処室長に情報を提供する。

(2) 緊急参集チームの参集事象のうち第1章(1) 又は の事象の場合

緊急参集チーム構成員及び官邸リエゾン等(内閣情報集約センター呼集システム登録者)に緊急参集連絡がメール及び電話で入る。

官邸リエゾンは、宿日直等(班長)に緊急参集チームの参集事象が発生したことを連絡する。

宿日直等(班長)は、連絡体制強化要員に緊急参集指示を防災一斉メールで通知する。

宿日直等(宿日直 ・)は、クロノロジーの作成を開始する。

宿日直等(宿日直)は一斉呼集システム等を活用して関係する1章第3項 の原子力施設へ事象発生を連絡し異常の有無の通報を依頼する。

宿日直等(宿日直)は、関係省庁及び該当する原子力規制事務所に対して、情報収集連絡体制を強化した旨を連絡する。

宿日直等(宿日直 ・)は、原子力施設の異常の有無に関する情報を入手し、

ERC内の参集者及び官邸リエゾンを通じて緊急参集チーム構成員に報告する。

宿日直等（宿日直・ ）は、自然災害が発生した市町村に所在する原災法対象でない原子力事業者等又はRI事業者から異常の報告があった場合は、当該事業者の施設の状況について、官邸リエゾンを通じて緊急参集チーム構成員に報告するとともに他の連絡体制強化要員及び総務課事故対処室長に情報を提供する。

（3）南海トラフ巨大地震情報が発表された場合

緊急参集チームの参集がある場合においては、緊急参集チーム構成員及び官邸リエゾン等（内閣情報集約センター呼集システム登録者）に緊急参集連絡がメール及び電話で入る。この際、官邸リエゾンは、宿日直等（班長）に緊急参集チームの参集事象が発生したことを連絡する。

緊急参集要員及び宿日直等に対して、南海トラフ巨大地震情報の発表の連絡が災害速報メールで入る。

宿日直等（班長）は、連絡体制強化要員に緊急参集指示を防災一斉メールで通知する。

宿日直等（宿日直）は、一斉呼集システム等を活用して関係する原子力施設へ南海トラフ巨大地震情報に伴う災害に対する体制の確認を依頼する。

：南海トラフ地震防災対策推進地域指定市町村（該当市町村：銚田市、大洗町、東海村、横須賀市、御前崎市、東大阪市、熊取町、伊方町、薩摩川内市 平成26年3月28日現在）に所在する原子力施設

宿日直等（宿日直）は、関係省庁及び該当する原子力規制事務所に対して、情報収集連絡体制を強化した旨を連絡する。

事象対応担当（安全規制管理官（地震・津波審査担当）及び安全技術管理官（地震・津波担当））は、関係する原子力規制委員会委員の参集状況を確認して当該事象対応担当の参集状況と合わせて宿日直等（班長）に連絡するとともに、ERCに参集する。

なお、参集不可の場合は、ERCと電話連絡ができる態勢を維持する。

2 緊急参集

（1）参集時期及び参集場所

連絡体制強化要員は、防災一斉メール等を受信した場合は、以下の所定の場所に参集する。ただし、参集が必要と自ら判断できる場合には、防災一斉メール等の受信を待たずに、参集を開始することとする。また、事態の状況に応じて全体指揮（オンサイト総括当番者）は、総務課事故対処室長を参集させることができる。

ア 官邸に参集（南海トラフ巨大地震情報が発表されたが、緊急参集チームの参集がない場合はERCに参集）

- ・緊急参集チーム構成員（官邸参集役当番者）及び緊急参集チーム構成員代理（官邸参集役代理当番者）
- ・官邸リエゾン（官邸リエゾン役当番者）

- ・緊急参集チーム協議随員（初動時は官邸リエゾンが兼ねる。）

イ E R C に参集

- ・全体指揮（オンサイト総括当番者）
- ・プラント担当（総務課事故対処室員当番者）

ウ その他（適宜の場所：ただし、各担当は、業務が可能になったことを全体指揮に報告する。）

- ・広報担当
- ・総括担当
- ・事象対応担当（事象ごとに参集場所をあらかじめ指定しておくものとする。）
- ・非常災害対策本部会議随員

当番者以外の官邸及びE R C等の連絡体制強化要員は、防災一斉メールを受信した場合は、その後の事態の進展に備えて、参集できるよう待機態勢をとるものとする。

（2）緊急参集方法

連絡体制強化要員は、携帯電話で連絡を取り合えるように原則タクシーで移動する。ただし、災害の状況に応じて、最も短時間で参集できると判断される合理的手段により移動するものとする。

3 初動対応（発生から1時間以内対応）

（1）官邸（緊急参集チームの参集事象の場合に限る。）

緊急参集チーム構成員又はその代理は、危機管理センター内の自席の電話番号をE R Cの宿日直等（宿日直 ・ ）に電話にて連絡する。

なお、官邸リエゾンは、緊急参集チーム構成員又はその代理よりも早く危機管理センターに到着した場合、官邸危機管理センター内の緊急参集チーム構成員席の電話番号をE R Cの宿日直等（宿日直 ・ ）に連絡する。

官邸リエゾンは、官邸危機管理センターに参集し、関連原子力施設の状況等、官邸危機管理センターの情報収集態勢を支援する。また、随員として、当該情報を緊急参集チーム構成員又は代理に報告する。

非常災害対策本部会議が緊急参集チーム協議に引き続き開催される等、内閣府に登録した構成員が参加できない場合、緊急参集チーム構成員又は代理、及び官邸リエゾンは同会議に対応するものとする。

非常災害対策本部会議構成員を総括担当が登録し、改めて同会議が開催される場合は、指定された随員は、非常災害対策本部会議構成員に随行する。

（2）E R C（官邸に対する連絡、通報は緊急参集チーム参集時に限る。）

全体指揮（オンサイト総括当番者）は、宿日直等を指揮し、情報収集連絡体制を強化する。

宿日直等（宿日直 ・ ）は、官邸リエゾンとの情報交換のための電話、F A X及びP Cの通信を確立し、官邸リエゾンに情報を提供する。

宿日直等（班長及び宿日直 ）は、次の情報を速やかに収集する。

なお、社会的影響の大きい（震源までの距離、稼働状況等を勘案）原子力施設に係る情報収集を優先的に行う。また宿日直等（宿日直 ）は得られた情報を速やかに E R C 内の参集者に共有する。

- ・原子力施設の稼働状況及び揺れの程度（地震の場合）
- ・モニタリングポスト及び主排気筒モニタの指示値の動向
- ・顕在化している被害や異常
- ・施設等の安全点検の状況

宿日直等（班長）は、全体指揮（オンサイト総括当番者）の指揮の下、プラント担当（事故対処室員当番者）と連携し、該当事象の発生から 30 分程度を目途に、その時点までに到達した事業者からの F A X や E R S S 情報等に基づき、社会的影響の大きい原子力施設の情報を優先して、秘書官（総理、官房長官、官房副長官、官房副長官補、環境大臣、環境副大臣及び環境政務官の各秘書官）、規制庁職員、内閣府政策統括官（原子力防災担当）付職員に防災一斉メールを配信する。また、広報担当が対応できない場合、全体指揮（オンサイト総括当番者）に確認を得た上で同内容を一般国民及び報道関係者向けの緊急情報メールとして配信する。これらのフォーマットは、基本的に同一のものを使用することとする。

なお、配信システムや配信文面は総務課広報室及び総務課事故対処室があらかじめ整備することとする。

宿日直等（宿日直 ）は、施設の状況等に関する防災一斉メールの内容について、内閣府（防災担当）、官邸危機管理センター及び官邸リエゾンに対して、F A X により連絡する。

宿日直等（宿日直 ）は、F A X（中央防災系及び官邸リエゾン用）の受信状況を定期的に（少なくとも 10 分に 1 回程度）確認する。

宿日直等（副班長）は、広報担当が対応可能となるまでの間、全体指揮（オンサイト総括当番者）の指示の下、報道関係者からの問合せ対応を行う。特に緊急情報メール配信までの対応については、次を基準に把握している情報についての確かつ丁寧に説明するものとする。

入手している関係原子力事業所等の情報（調査中を含む。）

緊急情報メール等の公表予定と以後の問合せ先

【応答例】

： <サイト名>

運転状況：停止中

プラントの状態異常なし。

排気筒モニタ、モニタリングポスト等異常なし。

： <サイト名>

確認中

詳細については、緊急情報メールで××：××頃配信します。以後の問合せ先は広報室長 080-0000-0000 です。

宿日直等(班長)は、原災法対象でない原子力事業者等又はR I事業者から異常の報告があった場合、法令報告に該当する可能性を考慮し、プラント担当又は事象対応担当(核燃料施設等監視部門又は放射線規制部門)と調整する。

宿日直等(班長)は、発生した事象による危険時事前対策対象R I事業者からの通報連絡について、必要に応じて、ERC内の参集者及び官邸リエゾンを通じて緊急参集チーム構成員に報告する。

なお、危険時事前対策対象R I事業者からの通報連絡の状況については、事象対応担当(放射線規制部門)において情報を整理し、官邸等からの情報要求に備えるものとする。

宿日直等(宿日直・)は、原子力艦の寄港している県において震度6弱以上の地震の発生又は当該県の沿岸を含む津波予報区において大津波警報の発表があった場合は、外務省からの原子力艦に関する状況の通報に備え、モニタリング情報を該当ウェブページにより確認し、官邸、内閣府等からの情報要求に備えるものとする。

(3) 広報担当

広報担当は、施設の状況等に関する防災一斉メールを元に速やかに緊急情報メールを配信し、緊急時情報ホームページを更新(メール連動)する。

広報担当は、緊急情報メールを元に速やかにSNS(ソーシャルネットワークサービス)に緊急時情報ホームページの情報が更新されたことを掲載する。

広報室長は、情報発信に対する問合せに対応する。

4 初動対応以降の対応(発生から1時間経過後の対応)

(1) 官邸(官邸における対応は、緊急参集チームの参集事象の場合に限る。)

官邸リエゾンは、内閣官房及び内閣府からの取りまとめ報等の資料要求をERCに連絡し、期限までに所要の資料を提出する。

官邸リエゾンは、緊急参集チーム協議が再開される場合、随行員として対応する。

官邸リエゾンは、危機管理センターの体制縮小等に伴い、危機管理センターから撤収する場合、宿日直等(班長)にその旨を原則電話により連絡する。

(2) E R C (官邸に対する連絡及び通報は、緊急参集チーム参集時に限る。)

第一報の防災一斉メールの配信以降も、宿日直等(班長)は、状況に大きな変化があった場合及び原子力事業所所在市町村で震度4以上の地震が再度観測された場合は、当該施設の状況等に関する防災一斉メールを配信する。

宿日直等(宿日直)は、F A X(中央防災系及び官邸リエゾン用)の受信状況を定期的に(少なくとも10分に1回程度)確認する。

内閣官房及び内閣府からの取りまとめ報等の資料要求に対し、資料を作成し、内閣府(防災担当)、官邸危機管理センター及び官邸リエゾンに対して、F A Xにより連絡する。

(3) 広報担当

第一報の緊急情報メール等の配信以降も、状況が安定すると判断されるまでの間、基本的には一日2回を基準に当該施設の状況を緊急情報メールとして配信し、緊急時情報ホームページを更新(メール連動)するとともに、S N Sの更新も行う。ただし、大きな変化があった場合及び原子力事業所所在市町村で震度4以上の地震が再度観測された場合は、時間間隔を問わず宿日直等(班長)の当該施設の状況等に関する防災一斉メールを参考に緊急情報メールを配信し、緊急時情報ホームページ及びS N Sの更新を行う。

全体指揮(オンサイト総括当番者)が、状況が安定したと判断した場合には、その旨を最終報として緊急情報メールの配信を停止する。

(4) 総括担当

非常災害対策本部会議構成員を内閣府(防災担当)に登録するとともに、随行員を指定する。

会議の都度、構成員及び随行員の氏名及び公用車により官邸に入邸する場合は車両ナンバーを官邸に登録する。

(5) プラント担当及び事象対応担当

プラント担当は、原災法対象でない原子力事業者等又はR I事業者からの異常の報告が法令報告に該当する場合は、事象対応担当(核燃料施設等監視部門又は放射線規制部門)と調整し、関係先に通報する。

事象対応担当(放射線規制部門)は、危険時事前対策対象R I事業者から受けた通報連絡(異常がない場合も含む。)を基に情報を整理し、E R C内の参集者及び官邸リエゾンを通じて緊急参集チーム構成員に報告する。また、総務課事故対策室長は当該情報を基に安全規制管理官(放射線規制担当)等と協議し、問合せ等の状況を勘案して社会的影響が大きいと判断する場合には、全体指揮(オンサイト総括当番者)に報告するとともに宿日直(班長)に指示し、施設の状況を第1章3の原子力施設に準じて報告及び通報するものとする。

5 緊急参集の縮小・解除

全体指揮（オンサイト総括）は、情報収集連絡体制強化後に得られた情報をもとに、必要に応じて緊急参集指示の縮小・解除について判断し、長官に報告する。

広報担当は、その旨を最終報として、緊急情報メール等の配信を停止するとともに、緊急時情報ホームページ及びSNSの更新を終了する。

宿日直等（班長）は、緊急参集指示の縮小・解除について、連絡体制強化要員に防災一斉メールで連絡を行う。また、宿日直等（宿日直）は、関係省庁にFAXでそれぞれ連絡する。

官邸リエゾン、危機管理センターの体制縮小等に伴い、危機管理センターから撤収する場合、宿日直等（班長）にその旨を原則電話により連絡する。

6 情報収集事態に移行した場合の対応

宿日直等（班長）は、緊急参集要員及び内閣府政策統括官（原子力防災担当）付職員に対して、情報収集事態が発生し、原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室を設置した旨の連絡と緊急参集指示を、防災携帯電話を活用し、防災一斉メールで通知する。

第4章 その他共通事項

1 勤務時間中の体制

本マニュアルは勤務時間内外を問わず適用する。勤務時間中に大規模自然災害等の事象が発生した場合、初動対応は、官邸については官邸及び内閣府へ登録されている緊急参集チーム構成員、官邸リエゾン及び緊急参集チーム構成員随行員が、ERCにおいては、全体指揮（オンサイト総括当番者）の指揮の下、緊急事案対策室員、総務課事故対処室員、総務課員及び総務課広報室員が中心となって行うものとする。また、必要に応じて代理の職員が関係省庁等への連絡等の任務を補佐するものとする。

2 補足事項

- (1) 緊急事態対応に万全を期するためには、必要な場合に速やかに緊急事態の体制に移行できるよう、常に関係者の所在の明確化に努めなければならない。
- (2) さらに、本体制が機能するためには、日頃から防災訓練等を実施するとともに、その結果を評価し、必要に応じ、本マニュアルの見直しを行う。
- (3) 実際の大規模自然災害発生時等においては、発生業務と対応可能な要員の状況に応じた臨機応変な対応が必要となる。そのため、人事課長は一部の対応要員が業務過多に陥っている場合には、職員の中で業務の再配分を行う。
- (4) 宿日直等の行動の細部については、本マニュアルに規定するもののほか、緊急事案対策室長及び総務課事故対処室長が定めるところによるものとする。